

## 第5回桑名市五反田事案効果検証委員会 議事概要

日 時：令和2年12月11日（金）  
13時30分～15時30分  
開催形式：オンライン会議

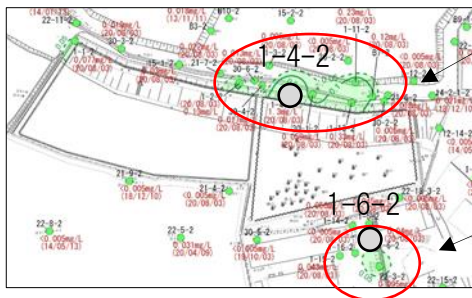
### 1. 1,4-ジオキサン浄化対策の進捗状況

#### <事務局説明概要>

##### 遮水壁外第2帯水層

- ・令和2年2月から開始した注水試験の効果等により、全体としては浄化が進捗しているものの、北側および南東側エリアでは現在も環境基準を超過する状況にある。
- ・現在、第4期注水試験を実施中であり、令和3年2月頃まで継続する予定である。なお、第4期から南東側22-3-2を注水対象井戸として追加した。

濃度コンター図（令和2年8月）



##### <遮水壁北側エリア>

最高濃度：環境基準を26倍超過（1-4-2）  
（約1年前は環境基準を126倍超過）  
※注水試験の効果もあり、浄化が進捗している。

##### <遮水壁南東側エリア>

最高濃度：環境基準を約3.4倍超過（1-6-2）  
※基準超過の程度は低いものの進捗が停滞中。

##### 遮水壁外第3帯水層

- ・概ね環境基準レベルまで浄化が図られたため、現在は揚水を停止中である。  
令和3年9月末まで揚水を停止した状態で濃度推移を確認する予定である。

##### 遮水壁内

- ・管理目標値（加重平均濃度が環境基準の10倍以下）を達成し、現在は揚水を停止した状態で濃度推移を確認中である。

#### <主な意見>

- ・第2帯水層北側と南東側に汚染が残留する要因について、さらに検討されたい。
- ・第2帯水層南東側の22-3-2で注水試験を開始したことについて、周辺井戸の1,4-ジオキサン濃度状況によっては、注水対象井戸の変更も検討されたい。
- ・事業終了に向けては、VOC等の項目についても濃度状況を整理されたい。

## 2. 評価手法について

### <事務局説明概要>

- ・対策期限である令和4年度末までに水処理施設の撤去を含めた全ての工事を完了させるためには、令和3年度末から工事に着手する必要がある。このため、令和3年夏頃には、支障除去状況や水処理施設撤去の判断を行う。
- ・支障除去状況や水処理施設撤去の判断にあたっては、有害物質に関する要素や生活環境に関する要素等をもとに総合的に評価を行う。
- ・有害物質に関する要素である地下水水質の評価手法は、以下のとおりとする。
  - ①周辺地下水の範囲  
遮水壁外に存在する地下水とする。
  - ②周辺地下水の評価方法  
支障除去対策エリアを2つに区分し、エリア①の濃度平均値（エリア内に存在する各井戸濃度（年平均値）を平均して算出）が環境基準を満足することを事業終了の判断基準とする。（エリア①：遮水壁から離れたエリア エリア②；遮水壁近傍エリア）
  - ③モニタリング対象井戸は、令和2年度に実施予定の全井戸モニタリングの結果をもとに選定する。また、第2帯水層と第3帯水層について、令和3年度上半期は揚水を停止した状態でモニタリングを行う。
- ・エリア②については、令和4年度末に1,4-ジオキサン濃度が排水基準以上となる見込みであれば、汚染土壌の掘削除去工事等の実施を検討する。

### <主な意見>

- ・エリア②で汚染土壌の掘削除去工事等を検討することについて、掘削除去後における地下水濃度の評価（対象井戸や確認時期）について、詳細を検討されたい。
- ・エリア②における汚染土壌の掘削除去工事の実施にあたっては、令和3年夏頃まで濃度状況を注視した上で判断されたい。
- ・エリア区分理由について、区分した根拠が分かりやすくなるよう留意されたい。
- ・事業の目標達成を評価するためのモニタリングについて、対象井戸は可能な限り多くの井戸を選定されたい。
- ・事業終了の判断基準をエリア①の1,4-ジオキサン濃度が環境基準以下とすることについて、エリア①の外側に存在する井戸や河川の1,4-ジオキサン濃度が環境基準以下であることも確認し、安全性を評価されたい。
- ・遮水壁内およびエリア②については、全ての範囲を廃棄物処理法に基づく指定区域に指定することも念頭に検討されたい。
- ・令和3年度の上半期に揚水停止期間を設けることについて、揚水停止期間中は、水位変動と1,4-ジオキサン濃度の関連等にも留意の上、モニタリングを実施されたい。
- ・支障除去状況等の判断にあたっては、有害物質に関する要素や生活環境に関する要素に加え、最終的には費用対効果等も含めた総合的な評価を行う必要がある。

### 3. 今後の予定

- ・今回、新たに提案した評価手法等について了承が得られたことから、令和3年度より開始するモニタリング結果等をもとに、支障除去状況の判断や水処理施設撤去の判断を実施する。
- ・令和2年度中は、第2帯水層を対象に揚水浄化対策を実施し、浄化の進捗を図る。
- ・次回の効果検証委員会は、令和3年夏～秋頃の開催予定とする。

以 上